

官民有地境界協定申請事務の取扱いについて

兵庫県但馬県民局

(豊岡土木事務所)

【注意事項】

- ① 立会日については申請者で日程調整をお願いします。
- ② 立会を実施する前に現地を確認しますので、立会申請書に地積測量図等の割込図を添付していただくとともに、復元ポイントを現地に明示してください。
- ③ 境界協定図面の座標は、原則、世界測地系を使用すること。

第1 申請書の提出先

官民有地境界協定申請書（以下「申請書」という）は、当所管理課に2部提出するものとする。（正本1部・副本1部）

対象となる隣接公共施設は、一般国道（指定区間外のみ）・県道及び一級河川（県管理）・二級河川とする。

第2 申請者となるべき者

当該申請地の登記簿上の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合において、事前協議の結果、局長が認めたときは各号に定める者が申請することができるものとする。

- 1 登記簿上の所有者が死亡している場合には、相続を確認できる書面（戸籍謄本等）を添付のうえ、相続人が申請することができるものとする。なお、相続人が複数である場合は、連名で各自の持ち分を明記すること。
- 2 登記簿上の所有者が未成年者等の場合は、法定代理人であることを証する書面（戸籍謄本等）を添付のうえ、法定代理人が申請するものとする。
- 3 公共事業施行のため境界協定を必要とする場合は、土地所有者の委任状を添付のうえ、「公共団体」が申請することができる。
- 4 登記簿上の所有者以外の者が、申請地の所有権を取得している場合には、所有権を証する書面（売買契約書等）を添付のうえ、申請するものとする。なお、原本還付の請求をする場合は、その写しを添付すること。

第3 境界協定事務の代理

土地家屋調査士、行政書士などが申請者に代わって、事務の全部又は一部を代理する場合は、「申請者」に委任状（様式第2号）を添付のうえ、委任状記載の事務を行うことができる。なお、復代理人も同様とする。

第4 添付図書

1 位置図（付近見取図）（1/25000程度）

最寄り駅、建物、神社、橋、その他主要な建物から申請地に至る見取図で、周辺の地形及び方位を略記したものとする。ただし、市販の地図で適切なものは使用してもよい。

2 土地登記簿謄本

3 周辺土地調書（様式第3号）

調査した法務局（出張所名も付記）、調査年月日、調査者の資格（職）氏名印を明記したものに限る。または、隣接地、対側地の土地登記簿謄本も添付すること。

4 地積測量図

申請地隣接土地周辺の地積測量図がある場合を添付すること。

5 法務局備付字限図（転写したもの）

字限図は当該申請地及び隣接土地周辺全部を転写したもので、当該字名、当該字限図の所在する法務局名（出張所名も付記）、当該字限図の転写年月日及び転写者氏名印を明記したものに限る。

- ① 申請地又は隣接地が分（合）筆されている場合で、字限図が手入れされていないものについては、土地所在図（転写したもの）、地積測量図（転写したもの）も添付すること。
- ② 字限図が着色されている場合は、同様に着色すること。
- ③ 隣接公共施設が字界となっている場合及び、申請地が複数の「字」にわたっている場合、複数の「字」が境界協定に関係している場合等については、該当する「字」も転写すること。

なお、上記の場合、字限図を合成するときは、字限図（合成）と明記すること。

6 実測平面図（標準縮尺1/250～1/500）

- ① 縮尺は、現況を表示する適当なものとし、該当申請箇所、周辺の地形、並びに地上物件を表示した図面に、申請者の主張する境界線（点間距離を記入したもの）を朱線で記入すること。
- ② 実測平面図には、地番名（申請地、隣接地、対側地）及びそれらの筆界、方位、横断面図の位置を記入すること。なお、土地の筆界に境界杭や隣接地、対側地に既協定線（「公共団体」との）があるときには、必ず記入すること。
- ③ 実測平面図には、測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名印を明記すること。ただし、製図者が別の場合にはその者の資格（職）氏名印を明記すること。

7 実測横断面図（標準縮尺1/30～1/100）

- ① 縮尺は現地の状況等により適宜とし、地形に応じて必要箇所について作成し、申請者の主張する境界線を朱線で記入すること。
- ② 実測横断面図には、測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名印を明記すること。ただし、製図者が別の場合にはその者の資格（職）氏名印を明記すること。

8 その他

- ① 「申請書」に使用する印鑑は、印鑑証明書を添付のうえ、登録印鑑を押印すること。また、法人の場合（「公共団体」を除く）は、代表者の資格証明書及び印鑑証明書を添付のうえ、登録印鑑を押印すること。
- ② 申請地にかかる土地登記簿謄本記載の土地所有者の住所と現住所が異なっている場合は、住民票、商業登記簿謄本など、確認できる資料を添付すること。
- ③ その他上記以外で疑義があるときは、協議すること。

官民有地境界協定用図面作成上の留意事項等

第1 官民有地境界協定用図面について

- 1 官民有地境界協定用図面（以下「図面」という。）は、申請者の費用で同一のものを2部作成し、当所に提出すること。
- 2 図面は、原則として1枚に位置図、公図（字限図）、実測平面図、実測横断面図を要領よく作成すること。ただし、余白部分を必ず残すこと。
 - ① 位置図、公図（字限図）、実測平面図、実測横断面図の作成に当たっては、「官民有地境界協定申請事務の取扱いについて」前記第4添付図書1，4～7を参照すること。
 - ② 「図面」が複数にわたる場合、糊付けのうえ申請地の土地所有者、代理人及び隣接土地所有者の割印をすること。
 - ③ 官民有地境界線は、朱線で必ず表示し、点間距離を記入すること。
 - ④ 申請地番（朱書で表示のこと）、隣接地番、対側地番及びそれらの筆界を表示すること。
 - ⑤ 隣接地、対側地の既協定線は、協定年月日、その範囲を記入すること。
 - ⑥ 「図面」には、作成者の氏名、資格及び登録番号並びに測量年月日を記入し、作成者が記名押印または、署名捺印すること。
 - ⑦ 申請地の土地所有者は、必ず自筆で申請地番、現住所、氏名を署名捺印すること。ただし、法人の場合は記名押印すること。
 - ⑧ その他所長の指示に従うこと。

第2 図面への協定文案及び同意文案について

1 申請人の同意について

余白部分に次の文を記入し、その下段に申請者も署名捺印願います。

〇〇市〇〇町〇番地先に当たる県道〇〇線道路敷地（一級河川〇〇川河川敷地）と
〇〇〇〇所有地との官民有地境界については、本図朱線により協定する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県但馬県民局長 〇〇 〇〇

申請地の土地所有者

現住所

氏 名

実印

2 隣接土地所有者の同意について

余白部分に次のとおり記入のうえ、自筆で○番所有者、現住所、氏名印（法人にあっては、記名押印も可）すること。

本図朱線で示された官民有地境界に同意します。

○○番所有者

住 所

氏 名

印（認印も可）

3 使用する印鑑は、申請者が個人の場合は実印、法人の場合は登録印鑑（申請書に押印した印鑑）とし、隣接土地所有者が個人の場合は、認印も可能とする。

(例)

官民有地境界協定図	
申請箇所:○○郡○○町○○番地	
実 測 平 面 図	位 置 図
	公図写し(公図と同様の着色)
	転写年月日 法務局名、転写者職氏名
○○郡○○町○○番地先に当たる県道○○線道路敷地と○○所有地との 官民有地境界については、本図朱線により協定する。	
令和○○年○○月○○日	
兵庫県但馬県民局長 ○○○○	
実測横断面図(全幅)	申請地の土地所有者 現住所 氏 名 実印
	本図朱線で示された官民有地境界に同意します。
測量年月日 測量者の資格(職)氏名 印	○○番所有者 住 所 氏 名 印
座標リスト	

第3 申請書の返却について

次の各項に該当する場合、申請書を返却することがありますので留意願います。

- 1 申請者が申請地の所有者でない場合、又は所有者でなくなった場合
- 2 申請者が申請地の所有者の委任を受けていない場合
- 3 官民有地境界線について当所との協議不成立の場合
- 4 申請地、隣接地が係争中の場合
- 5 隣接地の土地所有者の境界同意が得られない場合
- 6 申請箇所が協定済の場合
- 7 申請地付近の法務局備付字限図と現況が相違している場合
- 8 当所が申請者に対して提出を求めた資料等、相当期間経過後も提出しない場合
- 9 現地立会い及び調査が終了し、官民有地境界の協議が成立した後、9箇月経過後も図面を提出しない場合

連絡・照会先

〒668-0025 豊岡市幸町7番11号

兵庫県但馬県民局 豊岡土木事務所 管理課

電話 0796-26-3742

FAX 0796-26-5593